

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会
ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 兵庫県、徳島県、洲本市、南あわじ市、淡路市、鳴門市、（一財）淡路島く
にうみ協会、（一社）淡路島観光協会、（一社）鳴門市観光協会が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、会長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 「鳴門の渦潮」の世界遺産登録推進の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解
を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、会長がロゴマークの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行う。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 別紙に定められたデザイン及び色を正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完
成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えること
ができる。

(承認内容の申請の変更)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用内容変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、ロゴマーク使用内容変更承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消)

第7条 会長は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消は、ロゴマーク使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。